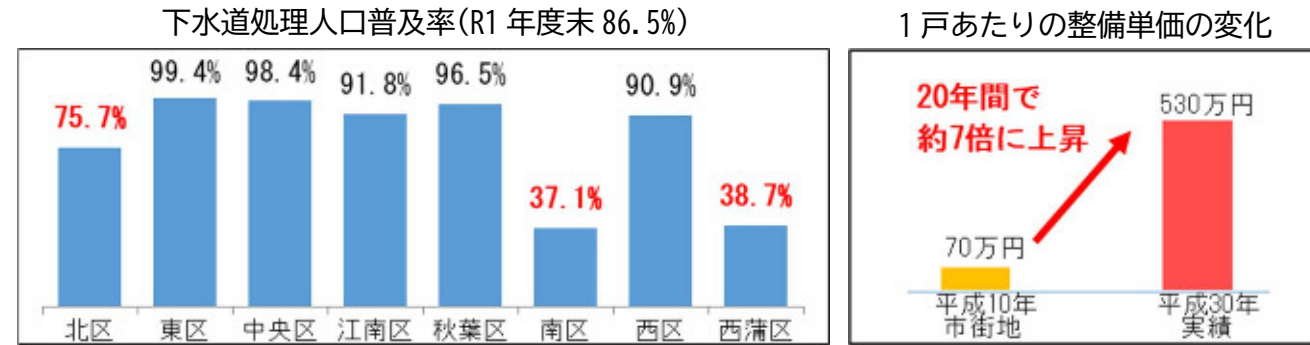


新潟市における総合的な汚水処理の推進について

● 背景と目的



- ・施設整備の**高コスト化**（20年間で約7倍）
- ・残事業費 **2,800億円**、完成までに**140年**
- ・人口減少による下水道使用料の収入の減少

市民ニーズに対応できない
厳しい下水道事業運営

このことから、汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理運営を図るため、下水道と合併処理浄化槽の適切な役割分担による「総合的な汚水処理を推進」を目的に、汚水処理施設区域図と新たな浄化槽設置補助制度を取りまとめました。

● 総合的な汚水処理の概要

【基本方針】

「下水道」と「合併処理浄化槽」の2本柱で汚水処理を推進

- 市街化調整区域は原則、合併処理浄化槽による汚水処理へ移行します。
 - ・既に下水道整備に着手している地域は5年程度継続します。
- 下水道整備区域外の既存住宅については、浄化槽の設置替えが下水道接続の場合と同水準となるよう従来の補助制度を改正します。

【取り組み1】下水道整備区域の見直し

- ・市街化調整区域は原則、合併処理浄化槽整備区域に指定。
⇒別紙「市街化調整区域における汚水処理施設区域図」の**薄い緑着色区域**
- ・市街化調整区域内の事業計画区域のうち、合併処理浄化槽による処理に移行する区域は合併処理浄化槽移行区域に指定。
⇒別紙「市街化調整区域における汚水処理施設区域図」の**緑着色区域**
- ・市街化調整区域内の事業計画区域のうち、引き続き下水道整備を行う区域
⇒別紙「市街化調整区域における汚水処理施設区域図」の**赤着色区域**

【取り組み2】合併処理浄化槽の新たな設置補助制度

(1) 補助対象区域

- ・合併処理浄化槽整備区域（下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域および公設浄化槽区域を除いた区域）
- ・下水道事業計画区域を改め、合併処理浄化槽移行区域に指定された区域

(2) 補助対象者

- ・主に住宅^{※1}として利用する建物に「補助対象工事①～③（下表参照）」を行う方

※1 店舗併用住宅なども対象とするが、補助対象は住宅に係る部分のみ（延べ床面積で按分）

(3) 補助対象工事

- ① 既存住宅における合併処理浄化槽への設置替え工事（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの設置替え）
- ② 既存住宅の**建替え**に伴う合併処理浄化槽の設置工事（同一敷地内に限る）
- ③ 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事（合併処理浄化槽移行区域に限る）

(4) 補助対象経費

工事区分		浄化槽設置工事	宅内配管工事	既設槽撤去工事
① 設置替え工事	単独処理浄化槽から	○	○	○
	くみ取り便槽から	○	○	—
② 建替えに伴う設置工事	単独処理浄化槽から	○	○	○
	くみ取り便槽から	○	○	—
③ 新築に伴う設置工事（ <u>合併処理浄化槽移行区域</u> に限る）		○	—	—

(5) 補助限度額

工事区分		住宅の延べ床面積等（浄化槽の大きさ）	補助限度額
① 既存住宅における設置替え工事	単独処理浄化槽から	130㎡以下（5人槽）	84万円
		130㎡を超過（7人槽）	96万円
		2世帯住宅（10人槽）	120万円
② 住宅建替えにおける設置工事	くみ取り便槽から	130㎡以下（5人槽）	84万円
		130㎡を超過（7人槽）	96万円
		2世帯住宅（10人槽）	120万円
③ 新築住宅における設置工事（ <u>合併処理浄化槽移行区域</u> に限る）		130㎡以下（5人槽）	45万円
		130㎡を超過（7人槽）	57万円
		2世帯住宅（10人槽）	81万円